

サポートライフケア訪問看護ステーション

指定訪問看護に関する重要事項説明書

[医療保険・介護保険 共通版]

ベイヴィレッジ株式会社
2025年10月28日改訂版

訪問看護重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わからぬことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第66号）第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ペイヴィレッジ株式会社
代表者氏名	代表取締役 日比野 勇介
本社所在地 (連絡先電話番号)	千葉県千葉市花見川区検見川町3丁目302-24 電話番号 043-301-5657
法人設立年月日	令和3年5月6日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	サポートライフケア訪問看護ステーション
事業所所在地	千葉県千葉市美浜区高洲4-7-11 センターパーク稻毛海岸A棟101号室
事業所長	(取締役・看護師) 竹端 理加
連絡先 相談担当者名	電話: 043-441-5733 ファックス番号: 043-441-5735 相談担当者: 竹端 理加
事業所の通常の 事業の実施地域	千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区、八千代市、 習志野市 (八千代市、習志野市は一部相談)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	サポートライフケア訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (ただし国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後6時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 緊急の場合はその限りではない
サービス提供時間	24時間対応体制

(5) 事業所の職員体制

管理者	(職名) 取締役 (氏名) 竹端 理加
-----	---------------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名 ※看護職員と兼務
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 5名
看護職員 (看護師・准看護師・作業療法士)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 5名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察と看護 ② 療養生活の指導 ③ 療養生活のお世話 ④ 服薬管理 ⑤ 排泄の管理 ⑥ 介護方法の指導 ⑦ 医療機器・カテーテル類の管理 ⑧ 床ずれ創傷の予防と管理 ⑨ その他医師の指示による診療の補助業務 ⑩ 社会資源の活用相談 ⑪ ターミナル期のケア ⑫ 緊急時の訪問看護（事前に契約が必要） 等

訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (職種: 看護師)

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料

- ① 利用料として健康保険法・介護保険法に規定されている支給対象となる費用にかかる金額の支払いを利用者から受けるものとします。支給対象となる費用については、医療保険は2年毎に、介護保険は3年毎に見直し（報酬改定）がおこなわれます。なお、報酬改定に際して、総医療費・総介護費・利用者自己負担金額に増減が生じる場合があります。
- ② 利用者は、訪問看護ステーションに訪問看護料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

③ 当訪問看護ステーションで算定している算定項目は以下の通りです。なお、それぞれの費用の詳細については訪問看護料金表(別紙)を参照してください。

(医療保険)

- ・訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費
- ・訪問看護管理療養費Ⅱ
- ・精神科複数回訪問加算
- ・精神科重症患者支援管理連携加算
- ・24時間対応体制加算(負担軽減取組有り)
- ・特別管理加算
- ・訪問看護医療DX情報活用加算
- ・訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ

(介護保険)

- ・訪問看護Ⅰ3(30分以上60分未満)※利用者の状態に応じて変更
- ・緊急時訪問看護加算Ⅰ
- ・特別管理加算

④ ③の内容について変更があった際には文書を以って、利用者へ通知します。なお、変更に際して、総医療費・総介護費・利用者自己負担金額に増減が生じる場合があります。

(4) その他の費用

交通費の有無	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合の交通費、は通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円を請求いたします。		
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	当日AM9時までにご連絡がある場合	キャンセル料は 不要です	
	当日AM9時までにご連絡がない場合	8,000円を請求いたします。	
※ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			

4 利用料、利用者負担額（医療保険・介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（医療保険・介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛に発送します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の25日までにお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み 振込手数料は利用者負担です。 (イ)利用者指定口座からの自動振替 要申込み：口座振替利用料として別途330円（消費税込）を請求の都度、申し受けます。 (ウ)現金払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（医療保険・介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 (氏名) 竹端 理加 イ 連絡先電話番号 (電話番号) 043-441-5733 同ファックス番号 (ファックス番号) 043-447-5735 ウ 受付日及び受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
---	---

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたします。

すので、ご確認いただくようお願いします。

- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 ハラスメントについて

事業者は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。また、利用者またはそのご家族等からのハラスメントに迅速な措置を講じます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 竹端 理加
(2) 虐待防止のための対策を検討する話し合いを定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。	
(3) 虐待防止のための指針を整備しています。	
(4) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。	
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。	

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	③ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき

	旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
③ その他第三者への提供	<p>① 以下の団体に対して、診療報酬請求・介護報酬請求業務をおこなうにあたり、利用者の氏名・生年月日・被保険者番号等・病名・指示書発行医療機関及び医師名・訪問看護実績を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社会保険診療報酬支払基金 2. 健康保険団体連合会 <p>② 以下の業務委託法人に対して、当社の財務経理業務をおこないにあたり、利用者の氏名・医療介護費の自己負担額を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. かもめ税理士法人 代表社員・大田川智子（税理士） <p>③ 以下に該当する場合、個人情報保護法の規定により、本人の承諾を得る事なく個人情報を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 2. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

10 緊急時の対応方法について

(1) サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号 携帯電話	
勤務先		
【主治医】	医療機関名 氏名 電話番号	

(2) 緊急に看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合

緊急時の連絡先について

1) 営業時間内 9:00~18:00 (※平日のみ)

TEL:090-4616-4199

2) 営業時間外 24時間 (※土日祝含む)

※ 時間外の対応については別途同意書を頂き対応となります。

(基本的に事前に同意書にて申し込みが必要です)

11 事故発生時の対応方法について

- 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

【市区町村（保険者）の窓口】 千葉市役所 介護保険事業課 企画指導班	所在地 千葉市中央区千葉港1番1号 電話番号 043-245-5068 (直通) ファックス番号 043-245-5621 (直通) 受付時間 午前8時30分から午後17時30分 (土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

- 訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償制度に加入します。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	対人・対物

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 主治医に、「訪問看護（予防）計画書」・「訪問看護（予防）報告書」等を作成し提出します。
- (2) サービス提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。
- (3) 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。
- (4) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (5) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (6) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者、及びその家族からの相談、及び苦情を受け付ける

- ための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 イ 対応するための体制、及び手順は以下のとおりとします。
- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・苦情解決責任者は、訪問職員に事実関係の確認を行う。
 - ・苦情解決責任者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、時下の対応を決定する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地 千葉市美浜区高洲 4-7-11 センターパーク稻毛海岸 A 棟 101 号室 電話番号 043-441-5733 ファックス番号 047-441-5735 受付時間 9 時から 18 時 (月曜日から金曜日、土日祝日除く)
【市町村（保険者）の窓口】	所在地 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所 介護保険事業課 電話番号 043-245-5062 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分 土日祝・年末年始休み(12/29-1/3 まで)
【公的団体の窓口】	所在地 千葉市稻毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 千葉県国民健康保険団体連合会 電話番号 043-254-7428 (苦情専用相談) 受付時間 午前 9 時から午後 12 時 午後 13 時から午後 17 時 土日祝・年末年始休み

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「訪問看護 重要事項説明書（指定訪問看護）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	千葉市美浜区高洲 4-7-11 センターパーク稻毛海岸 A 棟 101 号室
	法 人 名	ベイヴィレッジ株式会社
	代 表 者 名	代表取締役 日比野 勇介
	事 業 責 任 者	取 締 役 竹端 理加 印
	事 業 所 名	サポートライフケア訪問看護ステーション
	説 明 者 氏 名	印

上記内容説明を事業者から受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印